

## 徳山駅周辺官民連携管理運営事業プロポーザル評価委員会設置要綱

### (設置)

第1条 徳山駅周辺官民連携管理運営事業（以下「事業」という。）を構成する委託業務及び指定管理業務を実施するに当たり、プロポーザル方式により事業の履行に最も適した最優秀提案者を厳正かつ公平に決定するための指標となる定量的評価を行うため、徳山駅周辺官民連携管理運営事業プロポーザル評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 評価の実施要領に関すること。
- (2) 企画提案書等の評価に関すること。
- (3) その他評価の実施について必要な事項に関すること。

### (組織)

第3条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 都市整備部長
  - (2) 産業振興部長
  - (3) 財政部長又はその指名する者
  - (4) 有識者又は学識経験者
- 2 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。
  - 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
  - 4 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指定する委員がその職務を代理する。

### (委員の任期)

第4条 委員の任期は、委員会の設置目的が達せられた日までとする。

### (会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。ただし、第1回目の会議は、都市整備部長が招集する。

- 2 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の会議への出席を求め、その意見又は説明を聴取することができる。

3 会議は、非公開とする。ただし、委員の過半数が、公開又は部分公開が適当と認めるときはこの限りでない。

4 会議は、周南市附属機関等の会議の公開に関する規程（平成16年周南市規程第10号）に基づき、会議及び会議録の公表を行う。

（守秘義務）

第6条 委員は、会議の協議等に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。委員を退いた後も、同様とする。

2 委員は、会議の協議等に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。委員を退いた後も、同様とする。

（所管課の事務）

第7条 委員会の庶務は、所管課において処理する。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。